

相模原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

提出者	相模原市議会議員	宮 下 奉 機
提出者	相模原市議会議員	佐 藤 賢 司
提出者	相模原市議会議員	大 沢 洋 子
提出者	相模原市議会議員	米 山 定 克
提出者	相模原市議会議員	藤 井 克 彦
提出者	相模原市議会議員	金 子 豊貴男
提出者	相模原市議会議員	小 林 倫 明

相模原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

相模原市議会政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市議会政務活動費の交付に関する条例

第 1 条中「及び第 15 項」を「から第 16 項まで」に、「議員に対し政務調査費」を「会派に所属しない議員に対し、政務活動費」に、「関し」を「ついて」に改める。

第 2 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「所属議員が 1 人の場合を含む。」を削る。

第 3 条の見出し及び同条第 1 項中「対する政務調査費」を「対して交付する政務活動費」に改め、同条第 2 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 3 項中「辞職、失職、除名若しくは死亡」を「辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 4 項中「政務調査

費」を「政務活動費」に、「場合は」を「ときは」に改め、同条第5項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第4条の見出し及び同条第1項中「対する政務調査費」を「対して交付する政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「辞職、失職、除名若しくは死亡」を「辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、」に、「ときは」を「場合は」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第4項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条第1項中「会派及び会派に所属しない議員に対する政務調査費(以下「政務調査費」という。)」を「政務活動費」に改め、同条第2項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第6条を次のように改める。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、会派及び会派に所属しない議員が行う別表に定める市政に関する調査研究に要する経費に充てることができる。

第7条中「対する政務調査費」を「対して交付する政務活動費」に改める。

第8条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「ときは」を「場合は」に改める。

第9条を削る。

第10条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第6条に規定する経費の範囲に基づいて」に、「場合」を「場合は」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第11条 議長は、会派及び会派に所属しない議員に対して必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第12条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「関し」を「ついて」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第6条関係)

項 目	内 容
研究研修費	研究会若しくは研修会を開催するために要する経費又は他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費。この場合において、費用弁償の算出については、相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年相模原市条例第28号)の例による。
調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費。この場合において、費用弁償の算出については相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年相模原市条例第28号)の例による。
資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告等をするために要する経費
広聴費	住民からの市政及び会派の政策等に対する要望又は意見を聴取するための会議等に要する経費
人件費	調査研究活動に係る事務職員を雇用するために要する経費
事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置又は管理に要する経費
事務費	調査研究活動に係る事務処理のために必要な物品購入等に要する経費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の相模原市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

提案の理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正に伴う政務活動費に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の日本招致を求める
決議

現在、東京都を中心に2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の日本招致に向けた取組が進められている。2011年3月に起きた東日本大震災からの復旧、復興に取り組んでいる我が国にとって、オリンピック・パラリンピックの開催は、全国民に勇気と希望を与え、世界中からいただいたこれまでの支援に対し、我が国の力強く復興に取り組む姿を示し、感謝の気持ちを伝える格好の機会となるものである。

オリンピック・パラリンピックは、世界中から選手が集い、スポーツの素晴らしさ、感動を世界に向けて伝えるものであり、開催地となる東京都を中心に、私たち日本人は国を挙げて取り組み、より多くの人々で協力することが大切である。

よって、本市議会は、2020年の第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の日本での開催を心から希望し、東京都における招致活動を全面的に支援・協力するものである。

相 模 原 市 議 会

平成25年3月19日提出

提出者	相模原市議会議員	小野沢	耕一
提出者	相模原市議会議員	阿部	善博
提出者	相模原市議会議員	栄	裕明
提出者	相模原市議会議員	大崎	秀治
提出者	相模原市議会議員	小池	義和
提出者	相模原市議会議員	小林	正明
提出者	相模原市議会議員	小林	倫明
提出者	相模原市議会議員	臼井	貴彦

提出者 相模原市議会議員 市 川 圭

提出者 相模原市議会議員 五十嵐 千 代

特別委員会の設置について

本議会に、相模原市議会委員会条例第 6 条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

- 1 名称 議会基本条例に関する特別委員会
- 2 付議事件 議会基本条例の制定について
- 3 委員の定数 11 名
- 4 審査の期限 付議事件の審査終了まで

平成 25 年 3 月 22 日提出

提出者	相模原市議会議員	沼倉孝太
提出者	相模原市議会議員	森繁之
提出者	相模原市議会議員	小林倫明
提出者	相模原市議会議員	大田浩
提出者	相模原市議会議員	栄裕明
提出者	相模原市議会議員	大崎秀治
提出者	相模原市議会議員	小野沢耕一
提出者	相模原市議会議員	阿部善博
提出者	相模原市議会議員	小池義和
提出者	相模原市議会議員	小林正明